

平成24年10月16日

受益者の皆様へ

弊社の業務の一部に関する行政処分について

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
代表取締役会長兼社長 岡田 博

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年10月16日、弊社は、金融庁より弊社に投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められたとして、以下の行政処分を受けましたので、ご報告いたします。（詳しくは、弊社ホームページをご覧ください。）

- (1) 業務停止命令：新たな投資一任契約の締結禁止
(平成24年10月16日から平成24年12月15日まで)
- (2) 業務改善命令：公正かつ適切な業務運営等の実現へ向けた指針の策定等

弊社といたしましては、かかる処分を厳粛に受け止め、責任ある法令等遵守体制、内部管理体制の構築に向けて役職員一丸となって取り組み、特に、投資一任契約の締結・運営に際して、投資対象等についての適切な調査・確認が行われているかのチェック体制やグループ取引に係る利益相反防止態勢の構築等に真摯に取り組み、お客様、関係者の皆様の信頼回復に向けて努めて参る所存です。

(投資信託業務に関する影響)

今般の行政処分における業務停止命令は、新たな投資一任契約の締結に関するもので、弊社の投資信託業務はその対象となっておりません。現在運用中の投資信託に係る業務および新規に投資信託を設定する業務は、従前通り行われます。

従いまして、これらの投資信託の設定・解約のお申込みについては、通常通り販売会社で受付けております。

今回の弊社の処分に関しましては、皆様に多大なご心配、ご迷惑をお掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。弊社の経営といたしましても、管理体制の拡充などに更なる努力を重ね、お客様からの信頼にお応えできるアセット・マネジメント会社を目指して参る所存です。これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

以上